

論説

新選挙制度下の総選挙と政党配置の変化

谷 聖 美

はじめに

一 日本の場合とイタリヤの場合

二 新制度下の政党配置に関するこれまでの議論

三 選挙区レベルにおける競争

四 選挙区レベルでの集票活動

結論

はじめに

本稿は、小選挙区比例代表並立制という新しい選挙制度が、日本の政党政治、特に政党配置(*party configuration*)にどのような影響を及ぼしているのかという問いについて、ある限られた視点から考察を行うものである。ここでは、主として、単純多数小選挙区制という競争条件が政党や候補者に与える圧力、一九九六年一〇月に行われた総選挙

における選挙区レベルでの競争状況、および集票活動の変化という三つのサブテーマに焦点が当てられ、ごくシンプルな方法を用いて考察が行われる。そして、自民党が分裂して以来の各党の動きを勘案しながら、この国の政党政治が中期的にはどのようなかたちになっていくのかについて若干の推論を行う。

そもそも、並立制の導入は、選挙運動に要する金銭的コストを減らし、それによって政治的腐敗を防ぐと同時に、選挙を政党・政策中心のものにし、かつ政権交代がおきやすいようにするという目的で行われた。そこで漠然とではあれ念頭に置かれていた政党システムは、議会政治の模範として敗戦直後からしばしば理想化されてきた「イギリス型二大政党制」であろう。この報告の目的はあくまでも現在の選挙政治に関する若干の分析と限定的な将来予測であるが、新制度の導入目的、特にその後半部分については、必然的にその見込みの適否を検証するという側面をもつ。結論を先取りして簡単に述べるなら、新制度は日本の政党配置を二大政党制に向かわせる圧力をもつが、それはあくまで政党システムを規定する諸要因の一つにとどまるというものである。

なお、選挙制度改革の際には、小選挙区制にすべきか比例代表制で行くべきかが争われた。この論争はしばしば価値をめぐる対立であると理解されてきた。すなわち、前者を主張するものは政権形成の迅速性、政権の安定性と実行力の確保などに価値をおくのに対し、後者を主張するものは議席への民意反映の正確性、あるいは代表性における正義の実現を重視している以上、双方の主張の優劣を客観的に検証することはできないとされるのである。本稿もこの論争に直接関係するものではないが、論争自体に対する報告者の立場についてはこれを明確にし、そこからくるかもしれないバイアスについてあらかじめ注意を促しておきたい。

報告者の立場は、小選挙区制度よりも比例代表制の方が優れているというものである。その理由は、ライブハルトが頑固な小選挙区論者であったS・E・ファイナーの比例代表制支持への転向を説明するなかで挙げている理由によって大体尽くされている。彼はそこで、比例代表制の国における統治の効率性は小選挙区制の国それよりも

少なくとも悪くないことは実証されているとしたうえで、そうであるなら、前者は選挙における民意代表の比例性、少数派の代表、そして民族対立のコントロールという点で後者よりも著しく優れているのだから、全体として比例代表制の方が優れていると論じている。つまり、比例代表制によって選出された政府は、代表するだけでなくよく統治するというわけである。比例代表制は、ドイツの制度のように、有権者が候補者個人に直接投票する契機も組み込むことができる。従って、報告者は小選挙区制を基本とする日本の新制度に対しては好意的ではない。ただ、新制度擁護論からも多くのことを学んでおり、今後とも柔軟に考察を続けてゆきたい。

### 一 日本の場合とイタリアの場合

日本の新しい選挙制度とそのもとの総選挙に関する議論にはいる前に、簡単にイタリアのケースを見ておきたい。イタリアも日本とほぼ同じ時期によく似た選挙制度を導入し、そのもとですでに総選挙を経験しているからである。

一九九〇年代の中間点を間近に控えて、日本とイタリアは相次いで政党政治の大きな変動を経験した。この二つの国は、戦後政治においてさまざまな類似点をもつと考えられてきた。まず、この二国においては、政党内の分派や潮流が高度に制度化され、先進国のなかでは例外的に派閥政治が重要性をもっていた。政党システムという点では、どちらの国でも保守的な一党優位制が戦後の大部分を支配してきた。イタリアのキリスト教民主党(DC)はサルトルの厳密な定義を満たすものではないが、近似的には優越政党として扱ってよいだろうし、実際しばしばそのような扱われてきた。

日本とイタリアは、最近におけるその変革の方向という点も含めて、選挙制度の点でも類似している。選挙制度の分類に際してはさまざまな基準を念頭に置かなければならないが、小選挙区制か比例代表制かという観点からみれば、この二つの国はともに比例代表制ないしそれに近い制度をとってきた。イタリアの旧制度は非拘束名簿式比例代表制である。日本の場合には中選挙区制と呼ばれる独特の制度であったが、それが機能的には小選挙区制よりもずっと各党の得票率に近い議席配分を生み出すという点で、専門家によって「準比例代表制」とされてきたことはよく知られている。そして、この二つの国が、ほとんど同時に選挙制度の抜本的改革を行い、しかも同じように小選挙区制と比例代表制を混合した制度を導入したのである。新制度導入に前後して政党システムの変容をみたという点でも、両国は共通している。さらに付け加えるならば、このような変化がいわば突然起こったことでも両国はよく似ている。どちらの国でも、八〇年代から九〇年代の初頭にかけては、起伏はあっても保守的な統治政党の基盤は安定していると思われるのである。

しかしながら、新選挙制度導入後の政党政治は両国でかなり違った展開を見せている。日本では、選挙制度改革に先だって政党システムが変化し、自民党が結党以来初めて政権の座を滑り落ちた。確かにそれは重要な出来事ではあった。しかし、同党は社会党、さきがけとの連立政権を組んで瞬く間に政権に復帰し、九六年に行われた新制度下最初の総選挙で単独政権回復の展望すら手に入れた。結局、現在までのところ政党配置がもつとも変化したのは、共産党を除く非自民勢力のテリトリーにおいてであった。

これに対してイタリアでは、新選挙制度の導入とそれを不可避にした九二年以来の政治危機が、DCや八〇年代に力を付けてきた社会党といった政権政党をたんに権力の座から引きずりおろしただけでなく、事実上それらを木っ端みじんにしてしまった。新制度下第一回目の一九九四年総選挙では、イタリア・メディア界の大立者ベルルスコーニが新しく作ったフォルツァ・イタリアなどの右派連合と、九一年に社会民主主義路線にはっきりと転換

した旧イタリア共産党・左翼民主党を中心とする左派連合が対決して前者の勝利となった。しかし、この連立政権はベルルスコーニ自身の収賄疑惑などで短命に終わり、九六年一月に行われた次の総選挙では、今度は左翼民主党を中心とする中道左派連合「オリーブの木」が、中道右派連合「自由の極」をやぶって政権についた。同じく小選挙区制を主とする選挙制度を導入しながら、イタリアでは以前の統治政党が姿を消し、現在までのところ教科書的な政権交代が起こっている。

本稿は日本とイタリアの厳密な比較を意図するものではないし、また両国とも新制度を導入してからまだあまり間がないから、ここで何らかの命題を導き出すことはできない。しかし、本稿の趣旨に沿っていくつかの仮説なしヒントを両国の経験から引き出すことはできるだろう。まず注目すべきは、イタリアにおける既存の統治政党の消滅という際だった変化である。小選挙区制なしを中心とした制度の導入は、その時点における大政党に有利に作用すると考えるのが自然である。従って、DCやイタリア社会党の崩壊は、選挙制度改革のみによって説明することはできない。実際、イタリアの政治学者は、この事態の原因を一九九二年から始まり、選挙制度改革とそれにもとづく総選挙によって九四年に一応収束した「地震」、すなわち政治危機そのものに求めている<sup>5)</sup>。底知れない腐敗に対する有権者の空前の怒りは、地震のように突然DCや社会党に大打撃を与えた。これら既存の統治政党は、大政党ないし大連合として新制度の発足に臨むことができなかったのである。

これに対して、日本の場合には、統治政党であった自民党を襲った地震は比較的小規模なものであった。自民党は、一旦は政権の座を明け渡したものの、新制度のもとでの最初の総選挙に大政党として臨むことができた。そして、小選挙区制はまさしくこの大政党に大きなボーナスを与えたのである。他方、同じく既存の「大」政党といっても、実際には中政党でしかなかった社会党の場合には、イタリアの左翼民主党（共産党）のようにすそ野の広い選挙連合を構築するか、あるいは党名を変えてでも他の勢力を吸収して大政党に脱皮するかがもつとも有望な選択

肢であったはずである。そのいずれの途もとらなかつた同党が没落したのは、単純な理屈でもかなり説明が付く。

日本では、新選挙制度が二党制を導くか三党鼎立を導くかといった議論がしばしばなされる。その際、その二党か三党のなかに自民党が含まれていることは暗黙のうちには自明とされている。しかし、それは自明とはいえないのではないか。政党配置の変化を考える際には、制度が生み出すダイナミズムだけでなく、制度変革時点での政党システムの状態がいわば初期条件として重要な意味を持つてくるといのが両国の比較から得られるヒントである。

もうひとつ、イタリアの場合には、小選挙区制にウエイトをおく制度がくり返し連立政権を生みだしていることも注目される。もちろん、現在の二大政党連合が二大政党へと凝縮していくことはあるかもしれない。しかし、ベールスコニ政権の北部同盟のように、地域政党が連合の一翼をになう場合には、政党の合併・統合は容易ではないであろう。日本でも、新制度下における政党連合（連立政権）を最初から例外視すべきではないのではなからうか。<sup>6</sup>

日本とイタリアの経験の比較は、このほかにも興味深いヒントを与えてくれそうである。しかし、本稿の対象は日本の政党政治であるから、イタリアに関する議論はここまでにしたい。

## 二 新制度下の政党配置に関するこれまでの議論

日本の政党システムがどのようなものになるのかについては、すでに何人かの研究者が予測を行っている。まず、合理的選択理論の方からは、岸本と蒲島が、有権者の政策選好を前提として合理的に政権獲得への途を計算するダウンス流の政党間競争として選挙を捉える立場に立ち、数理モデルを使ってシミュレートする方法でこの問題に接

近している。報告者は彼らの数値計算の詳細に立ち入る立場にはないが、その結論部分だけをかいつまんで示せばおおよそ次のようになる。すなわち、現在の日本では社会党が現実化したと考えても、共産党がなお原理解党（自己の政策を変えてまで政権をとる気がない政党）として存在しているので、実質的な争点の一つの場合には、この共産党がマイナーな勢力のままであれば自民党と新進党（または別の大きな保守党）と共産党の安定的な三党制が予想され、共産党が有力な原理解党になった場合には保守政党は合併してちょうど自社体制のようなかたちになるだろう。

次に、九六年総選挙の結果を踏まえた政党配置に関する論考をみてみよう。まず、細野は、小選挙区制度のもとでは長期的にみれば上位二大政党同士の競争を促す圧力が働くという認識を前提としつつ、当面はこの二党に共産党と既存政党間の離合集散から生まれるもう一つの政党を加えた四党制になるのではないかとしている。そして、各選挙区の投票者総数の平均値などに関する一定の前提を付したうえで、均衡政党数を三としている。

数量データの分析にもとづく予測という方面における最新の研究としては、蒲島と松田による共同論文がある。彼らは、今回の選挙結果における有効政党数（議席レベル）は二・九四と、小選挙区部分の有効政党数と比例区におけるそれとの中間にくることを指摘し、比例代表制が小選挙区制の二大政党化圧力がある程度中和していることを確認する。そのうえで彼らは、タゲベラの式を使った日本の小選挙区における議席—得票関係モデル曲線から、得票率が四〇％から五〇％の範囲に入った政党がもつとも有利な議席配分率を得ることを証明し、ここに自民党が入った場合には再び自民党一党優位体制が生まれると述べる。そして、現在の非自民勢力の離散と退潮をみるとそのシナリオも否定できないとしている。もともと、彼らは状況はそれほど単純ではなく、有権者の戦略的行動による小選挙区と比例区とのスプリットボット、断片化した野党の再結集の可能性などが事態を複雑にしていることも指摘している。

これに対してリードは、すでに総選挙が実施される以前に、合理的選択理論を批判しつつ、ラクソとタゲペラによって提起された「政党の有効数」(effective number of parties)という考え方を援用、選挙レベルと議席配分レベルでの有効数の違いが実際の政党数を規定するとして、日本の場合、小選挙区レベルで競合できる二つの大政党と、主として比例区に依存する二、三の小政党という政党配置が一番あり得るシナリオだと述べていた。リードはまた、アクターは自己の選考にもとづいて合理的に選択を行うというよりも、状況(特に構造化された行動環境)が与える限定的選択肢の学習を通じて次第に適応していくものだという彼の構造・学習論をこの論文でも展開している。その含意は、均衡値は直ちに実現されるのではなく、時間の経過とともにそこに近づいていく方向性を表すものだけである<sup>10</sup>。

次に、川人は総選挙の直後に選挙結果を分析し、小選挙区制がもつ二大政党制化の圧力は確実に作用したと分析した<sup>11</sup>。彼は、その後、明治から戦後の中選挙区制まで、日本で実施された五つの選挙制度(四六年の大選挙区制を除く)における政党の選挙戦術および得票―議席関係を比較分析した以前の英語論文を加筆修正し、日本語で発表するなかで、今回の選挙に及ぼした新選挙制度の効果について上記の判断を再度確認している。しかし、この論文における彼のより重要な論点は、それぞれの選挙制度はデュヴェルジェが指摘したように政党配置に固有の影響を与えるが、それでも制度から予測される均衡が常に生じるわけではなく、政党が選挙制度に対してどのような戦略を立て、どのように行動するかが選挙制度の影響(機能)を増幅もし、縮小もする<sup>12</sup>という点にある。制度のもつ拘束力を正當に評価しながら、しかし制度決定論に陥ってはならないということが、我々が川人論文から学ぶべき教訓である。

川人と同じように、今回の選挙で二大政党化が進んだとみるのが北岡である。北岡は、制度の変化に対応して、たとえ不十分であってもさまざまな面で政党本位の政治、政策本意の選挙が進んだという認識を示し、新進党が多



くの大選挙区で自民党と競って僅差で敗れたということから、「若干の得票率の変化で逆転が可能な構造、つまり二大政党対立の構造は、成立しているのである」との判断を下している。そのうえで北岡は、九五年参議院選挙で自民党の得票数が新進党のそれを下回ったことなどをあげて、今回の選挙における自民党の勝利はあくまでも戦術的なもので、自民党の強さはかつてのような構造的なものではないとしている<sup>(1)</sup>。

このような北岡の判断とは違って、新しいかたちでの自民党一党優位体制が復活する可能性を指摘するのが佐藤である。それは次のような理由による。まず、アメリカや日本のように政党組織の弱いところでは現職優位の傾向が非常に強く、従って最多現職議員を擁する自民党の優位はよほどの失政でもない限りありそうにない。次に、小選挙区制のもとでは有権者が政権与党の議員を求め、議員の方も再選を考えて与党に行きたがる。第三に、小選挙区制のもとで二大政党制が発達するためには大選挙区で候補者を擁立できる政党が少なくとも二つ必要だが、そのような政党は自民党しかない。第四に、小選挙区と比例区でクロスボートができることで、自民党一党優位に対する有権者の不満はかえって拡散される。そして、行財政改革や規制緩和に自民政権が失敗しても、有権者の生活がとりあえず現状を維持するであろうから、政権への不満は生じない。ただ、佐藤は、新しい一党優位体制が五五年体制とは違って求心力に欠ける不安定なものになり、比較的短命な優越政党が継起的につくられては交替する変則的なシステムになるのではないかと予測している<sup>(2)</sup>。

### 三 選挙区レベルにおける競争

第二節で取り上げた研究者たちは、主として比例制の効果によって共産党など一、二の小政党が議会に一定の位

置を占めることについては、これを否定していない。そして、多くの論者は、基本的には小選挙区制がもっている二大政党化圧力を非常に重くみている。これに対して、川人は制度に対する政党の側の対応も重視し、佐藤は二大政党化というよりは一党による寡占化の圧力を強調する。もっとも、佐藤も制度のもつ政党数削減効果を否定はしておらず、二大政党化といっても政権交代を伴うものではなく、五五年体制初期の自社体制のようなアンバランスな二党制を考えているように見える。ただ、全員に共通するのは、選挙制度に対して政党システムがどのようなように反応するかというマクロな観点から分析を行い、予測を引き出している点である。選挙制度の影響力を重視すべきことに疑いはないが、しかし、そこにはデュヴェルジェの法則の限界に関する考慮が若干欠けているように思われる。

確かに、デュヴェルジェは、小選挙区制（単純多数一回投票制）は二党制を促進し、単純多数二回投票制と比例代表制は多党制を促進すると述べて、政党制に対する選挙制度の効果を強調している。しかし、彼は小選挙区制の二党制化圧力はストレートに全国レベルでの政党システムに働くわけではないことも同時に指摘しているのである。彼によれば、小選挙区制は、「個々の選挙区の内部では二党制といったものをつくり出す傾向がある」ということであり、したがって、対立する政党が地域によって違えば、全体の政党制としては多党制を生み出すこともあることを指摘しているのである。もちろん、全国的な組織をもち、どの地方でも支持を集めることのできる政党が複数あれば、第三党以下は次第に淘汰されていくとはいえるかもしれないが、政党の集票力に地域的なムラないし偏りが生じて、それは過渡的なもので、やがて消えていくとは必ずしもいえない。小選挙区制と政党制との関係については、選挙区レベルでの競争状況と、それがどのように全国レベルの政党配置に集積されてくるのかという、二段階の問題を一応分けて考える必要があるのである。

さらに、よく考えてみれば、小選挙区制が生み出す選挙区レベルでの二党化圧力がほぼ五角の二党間における競争を結果するとは限らないことに気づくはずである。佐藤の指摘にもあるように、小選挙区制度をとるアメリカで

は、現職の再選率は圧倒的なものである。しかし、それは佐藤がいうように政党組織が弱いからだとは必ずしもいえない。周知のように、政党組織が発達したイギリスでは、保守党と労働党はいつの選挙でも自党の候補者を当選させることのできるセーフ・シートを数多くもっている。そこではまさに政党本位の選挙が行われるから、選挙によって候補者は変わりうるが、それは問題ではない。重要なのは、同じ選挙区で同じ政党が勝ち続けるところが少なくないということである。北アイルランドやスコットランドの民族ないし地域政党の問題はさておくとしても、イギリスで政権交代を伴った「二大政党制」が実現しているのは、保守・労働両党がほぼ同数のセーフ・シートを確保している、競合選挙区のみで実質的な競争が行われているからである。この点で、サルトリの次のような指摘は小選挙区制下における実際の二党制の核心を突いているといえよう。「二党制下の各党は、おのおのの安全選挙区で『一党優位を誇っている』選挙区政党 (constituency parties) の連合体である。」<sup>16</sup>

デュヴェルジェやサルトリによるこのような指摘は、小選挙区制の効果を政党システム全体のレベルに一足飛びに飛んで議論することには一定の慎重さが要求されることを示唆している。そして、同様の考え方はリードによる最近の主張のなかでも展開されている。彼は、電子メール・フォーラムに投稿した論文で、日本における今後の政党政治の在り方についていくつかの予想を立てている。彼によれば、選挙制度の効果は個々の選挙区レベルでは非常に強く表れ、候補の有効数を二に絞る方向で働く。しかし、重複立候補制が廃止されるなら、非競争的な選挙区では有効候補者数は二を下回るかもしれない。これに対して、全国レベルでは二党制化圧力はずっと弱いから、どの国でも理論が予想する均衡値、つまり二は減多に達成され<sup>17</sup>ない。

このほか、日本の場合には(そしてイタリアも)、制度に付加された比例代表制が政党配置における二党制化を弱める効果を持っていることも当然考慮されなければならない。特に、リードを始め多くの人々が考えているように、重複立候補制は選挙区レベルでの競争を激化させるであろう。

このように考えるならば、政党配置に対する並立制の影響をみるには、政党間競争が選挙区レベルでどのような状況になっているのかを調べる必要があることがわかる。もちろん、三〇〇ある小選挙区の一つ一つについてデーターにこだわるなら、かえって全体的な傾向や特徴を見失ってしまうことになる。そこで、本節では、今回の総選挙において全国でどのような競争が行われたのかを、簡単な分類を用いることによって大まかにみてみたい。

新選挙制度の導入が突然議論されはじめ、九六年に実際にそのもとで総選挙が行われるまで、小選挙区制については奇妙な誤解がつきまとっていた。それは、小選挙区制においては五％の票を獲得しなければ当選しないのだから、中選挙区制と比べて競争は格段に厳しくなるというものである。もちろん、日本が今回採用した制度における小選挙区制部分は非移譲式の単純多数制・一選挙区一議席というシステムであるから、イギリスの小選挙区制と同じ FIRST-PAST-THE-POST SYSTEM (FPTS) である。つまり、どのような票数でもよいから一番最初にゴール、つまりポストを通過したものが当選する仕組みである。理屈のうえでは、票が割れば一〇％の得票でも当選可能である。表1は、今回の総選挙の小選挙区で当選したものの得票率状況である。

これで見ると、有効投票総数の過半を得て当選したものは全体の三分の一に満たない。三分の一弱が四〇％から五〇％の得票で当選している。そして、三分の一強の一〇八人が四〇％にも満たない票しか得られなかったにもかかわらず、議席を得ている。今回六〇％を超える得票率を獲得した議員は、たとえ対立候補が一人しかいなかったとしても次点に二〇％以上の差をつけたことになるから、現職優位という要因も考慮すると次回以降も相当有利で、選挙区レベルでの一党優位を実現する可能性が高いとみてよい。このような選挙区は、北関東、中国、四国のほか、富山県、山梨県、鹿児島県に多く、そこで六〇％以上の票を得た当選者すべてが自民党候補であった。これらの地域では以前から自民党が強い地盤を築いていたから、今後も選挙区レベルでのその優位は簡単には動かないであろう。自民党に復党した船田元（栃木一区）と二一世紀の会の石破茂（鳥取一区）を別にすれば、自民以外の政党の

表1 小選挙区当選者の得票率別にみた選挙区数

	全 体	自 民	新 進	民 主	社・さ	共 産	その他
60 ≤ V	35	30	2	1	0	0	2
50 ≤ V < 60	60	41	11	1	3	0	4
40 ≤ V < 50	97	54	32	7	3	0	1
30 ≥ V < 40	98	39	48	7	0	1	3
V ≤ 30	10	5	3	1	0	1	0
合 計	300	169	96	17	6	2	10

- (1) Vは小選挙区当選者の相対得票率(%)。  
 (2) その他の中には、新進党などの支持を受け、民改連から出馬して当選した土肥隆一(兵庫3区)を含む。残りの9人は無所属で出馬。

表2 接戦度指標(1): 次点の者の得票が当選者が獲得した票の90%以上

次点\当選者	自 民	新 進	民 主	社・さ	共 産	その他	次点合計
自 民	—	25	3	0	1	0	29(13)
新 進	24	—	2	1	0	0	27(0)
民 主	5	1	—	0	1	0	7(5)
社・さ	0	1	0	—	0	0	1(0)
共 産	2	0	0	0	—	0	2(0)
そ の 他	5	0	1	0	0	—	6(0)
当選者合計	36	27	6	1	2	0	72

- (1) 次点合計の列にあるかっこ内の数字は、惜敗率にもとづいて比例区で当選を果たした各党の次点者数。  
 (2) その他の内訳は、鹿児島2区から出馬して自民党候補に敗れて次点となった自由連合候補者を除いて、すべて無所属。  
 (3) 「社」は社会民主党、「さ」はさきがけ。便宜上一つのグループにまとめた。

参考 混戦選挙区(1): 第3位の者の得票数が当選者の90%以内(5選挙区)

三

北海道3区 順位: 自民 > 民主 > 新進 (4位の共産も74,8%)  
 神奈川1区 順位: 自民 > 民主 > 新進  
 静岡6区 順位: 民主 > 無所属 > 自民  
 京都3区 順位: 共産 > 自民 > 新進  
 高知1区 順位: 共産 > 民主 > 新進 (4位の無所属も64,1%)

\*下線は比例区で当選した者

表3 接戦度指標(2): 次点の者の得票が当選者が獲得した票の80-90%

次点\当選者	自 民	新 進	民 主	社・さ	共 産	その他	次点合計
自 民	—	19	2	0	0	0	21(8)
新 進	28	—	1	0	0	0	29(0)
民 主	3	2	—	0	0	0	5(2)
社・さ	0	1	0	—	0	0	1(0)
共 産	0	1	0	0	—	0	1(0)
そ の 他	2	2	0	0	0	—	4(0)
当選者合計	33	25	3	0	0	0	61

- (1) 次点合計の列にあるかっこ内の数字は、惜敗率にもとづいて比例区で当選を果たした各党の次点者数。  
 (2) 「社」は社会民主党, 「さ」はさきがけ。便宜上一つのグループにまとめた。

参考 混戦選挙区(2): 第3位の者の得票数が当選者の80-90%以内 (6選挙区)

北海道4区 順位: 自民>新進>民主  
 埼玉5区 順位: 自民>進進>民主  
 神奈川6区 順位: 民主>新進>自民  
 東京21区 順位: 民主>自民>新進 (4位の共産も72.3%)  
 愛知5区 順位: 民主>自民>新進  
 沖縄1区 順位: 新進>共産>自民

\*下線は比例区で当選した者

表4 接戦度指標(3): 次点の者の得票が当選者が獲得した票の70-80%

次点\当選者	自 民	新 進	民 主	社・さ	共 産	その他	次点合計
自 民	—	12	3	1	0	2	18(4)
新 進	17	—	1	0	0	1	19(1)
民 主	5	2	—	0	0	0	7(4)
社・さ	1	1	0	—	0	0	2(1)
共 産	0	2	0	0	—	0	2(2)
そ の 他	1	1	0	0	0	—	2(0)
当選者合計	24	18	4	1	0	3	50

- (1) 次点合計の列にあるかっこ内の数字は、惜敗率にもとづいて比例区で当選を果たした各党の次点者数。  
 (2) 「その他」に分類されている次点の者は、新進党などの支持を受けて新潟4区から出馬、自民党候補に敗れた無所属候補と、新進党候補に敗れた沖縄2区の諸派候補である。  
 (3) 「社」は社会民主党, 「さ」はさきがけ。便宜上一つのグループにまとめた。

参考 混戦選挙区(3): 第3位の者の得票数が当選者の70-80%以内 (17選挙区)

北海道7区 : 自民>民主>新進  
 埼玉3区 : 新進>自民>民主  
 神奈川12区 : 自民>新進>民主  
 東京7区 : 自民>民主>新進  
 東京11区 : 自民>新進>共産  
 東京12区 : 自民>新進>共産  
 東京20区 : 新進>自民>民主  
 東京22区 : 新進>民主>自民  
 新潟3区 : 自民>無所属>新進  
 静岡1区 : 新進>自民>無所属  
 愛知2区 : 新進>自民>民主  
 愛知3区 : 新進>自民>民主  
 京都2区 : 自民>共産>民主 (4位の新進も71.3%)  
 京都1区 : 自民>共産>新進  
 京都6区 : 新進>民主>自民  
 大阪7区 : 新進>自民>共産  
 広島2区 : 新進>自民>社民

\*下線は比例区で当選した者

候補者で六〇%を超える票を得たのは新進党の小沢一郎（岩手四区）と民主党の菅直人（東京一八区）の二人だけである。

表をみればわかるように、全体として自民党には相対的に高い得票率で当選したものが多く、他の政党が強い優位性をもっている地域は少ない。しかし、過半数をとったといっても、五〇%台での当選なら、次点との差が数%以内というケースもありうる。逆に、四〇%台でも、他陣営が細分化されていて、大差で当選ということも考えられる。そこで、当選者と次点との得票差がどのような分布を示すのかを次にみてみよう。

表2、3、4は、次点になった者が当選した者の何パーセントの票を獲得したかによって競争の激しさを分類し、選挙区レベルでの接戦状況を表したものである。ここでは、このパーセンテージを仮に「接戦度指標」と呼んでおこう。いうまでもなく、これは重複立候補者に関してはいわゆる惜敗率と同じものである。また、当選者と二位以下との差が大きく開いている場合には、わかりやすいイメージにするためにこれを「楽勝度」と呼んでいるが、計算の仕方は接戦度と同じである。

まず、表2からみてみよう。表2は、次点になった候補者の得票が当選者によって獲得された票の九〇%を上回る、きわどい接戦になった選挙区（最激戦区としておく）の状況である。これら最激戦区では、小さなスイングでも次の選挙では勢力地図が大きく変わる可能性がある。そのような選挙区は全部で七二ある。何とか当選ラインに逃げ込んだのは自民が三六人、新進が二七人、民主が六人などである。なかでもっとも注目されるのは自民と新進の対決（全部で四九選挙区）で、新進の二五勝対自民の二四勝と、激戦区では両党が互角の成績であったことがわかる。全体としての自民の次点者数と新進のそれほぼ同じである。自民・新進対決以外では、自民対民主が八選挙区（自民の五勝三敗）、新進対民主が三選挙区（新進の一勝二敗）などとなっている。

なお、表2の参考としてあげてあるように、最激戦七二選挙区の内には、第三位で落選した候補者も九〇%以

上の得票を確保してきわどい三つともえとなったところが五カ所ある。そして、そのうち四選挙区で新進党候補者が三位で落選となっている。これらの新進党候補者を加えると、新進党は最激戦区のちょうど半分にあたる三カ所で、九〇%以上の票をとりながら落選したことがわかる。そして、同党は二十七人をこのカテゴリーに入る選挙区で当選させている。このことは、新進党が選挙以外の要因で弱体化することさえなければ、次回総選挙でも有力な競争者として登場しうる選挙区をかなりもっていることを意味してははずである。

次に、接戦度が八〇%から九〇%の六一選挙区（激戦区としておく）について、同様にみてみよう。ここでも決の大部分は自民対新進で、四七選挙区におよぶ。ただ、成績は自民の二八勝一九敗で、かなり自民に方がいい。新進は、勝利した二五選挙区のうち四分の一で自民以外の候補者を下している。自民弱体区で民主党や社民党に競り勝ったということだろう。また、新進はこのカテゴリーで二十九人の次点者を出し、さらに二人を八〇%以上の接戦度をもって第三位に押し込んでいる。このカテゴリーでも大いに競争力ありということになる。

表4は、接戦度をさらに下げて、七〇%から八〇%の選挙区（準激戦区としておく）についてみたものである。この部類に入る選挙区は五〇ある。ここでも対決の多くは自民対新進（二九選挙区）で、自民の一七勝一二敗となっている。しかし、自民対民主・社民・さきがけという構図になっている選挙区も一〇と、ある程度の割合を占めている。また、第三位のものが当選者の七〇%から八〇%の票をとっている選挙区が一七あり、第三位に民主党候補がくる選挙区が六、新進党がくるところが四、共産党がくるところが三などとなっている。この準三党鼎立区の大部分は、東京、東海、京阪地区にある。

このように、程度の差はあれ接戦となった選挙区は合計で一八三と、全体の半数をかなり超えている。容易に予想されるように、そのような選挙区は大都市部に多い。自民党はこのカテゴリーで九三選挙区を制しているが、それは同党が従来あまり強い基盤をもっていなかった大都市部、特に東京や南関東地区で競り勝ったことに大きく助



けられたからである。自民党は、九三年の党分裂から立ち直り、小選挙区制度という同党に有利な制度を手にしたにもかかわらず、選挙区レベルではまだまだ一党優位を確立しつつあるとはいえない選挙区を多数残しているのである。

ただ、自民党が単独政権に近い形で政権を取り戻し、無所属や新進党を離党した議員を次々と吸収して安定度を高めているように見えることは、我々をして前回総選挙における競争状態の如何に関わらず同党に有利な事情が生まれているとの判断に導く。しかも、接戦区でも自民党に有利に働くと予想されるもう一つの事情がある。それは、同党が重複立候補制度を利用して、小選挙区での落選議員を比例区でかなり復活当選させていることである。辛くも振り切ったと思った相手がこのように復活してくるなら、それは当選した現職に対してとりわけ脅威となるであろう。

本稿で接戦区に分類されている選挙区において次点になった自民党候補が復活したケースは、最激戦区の一三人を始め、全部で二五人もいる。また、そのような議員は、民主党で一人、共産党でも三人いる。これに対して、新進党では準激戦区の一人的みしかない(ほかに、自民圧勝区で次点となった一人が復活しているが)。いうまでもなく、それは同党が重複立候補を原則として認めない方針を立てたためである。党内事情もあったのであろうが、これは同党の戦術的失敗だった。自民対新進の対決という構図においては、新進党は自らに一定のハンディを科してしまったことになる。

次に、接戦区になったのではなく、逆に一位になった候補者が次点以下に大差を付けて当選した「楽勝区」についてみてみよう。このような選挙区においては、たとえ次点以下のものが比例区で復活当選したとしても現職に脅威を与える可能性は少ないであろうから、表でもそのような復活組の数を示していない。

表5は、当選者と次点の票数に倍以上の開きがある選挙区に関するもので、四五選挙区のすべてで当選者の相対

表5 楽勝度指標(1)：次点の者の得票が当選者が獲得した票の50未満

次点\当選者	自 民	新 進	民 主	社・さ	共 産	その他	次点合計
自 民	-	2	0	0	0	1	3
新 進	16	-	1	0	0	0	17
民 主	3	1	-	0	0	1	5
社 ・ さ	5	1	0	-	0	0	6
共 産	11	0	0	0	-	1	12
そ の 他	2	0	0	0	0	-	2
当選者合計	37	4	1	0	0	3	45

- (1) 「社」は社会民主党, 「さ」はさきがけ。便宜上一つのグループにまとめた。  
 (2) このグループに属する当選者は, すべてその相対得票率が40%を超えている。

表6 楽勝度指標(2)：次点の者の得票が当選者が獲得した票の50-70%

次点\当選者	自 民	新 進	民 主	社・さ	共 産	その他	次点合計
自 民	--	19	0	2	0	3	24
新 進	25	-	3	2	0	0	30
民 主	7	2	-	0	0	0	9
社 ・ さ	1	1	0	-	0	1	3
共 産	1	1	0	0	-	0	2
そ の 他	4	0	0	0	0	-	4
当選者合計	38	23	3	4	0	4	72

- (1) 「社」は社会民主党, 「さ」はさきがけ。便宜上一つのグループにまとめた。  
 (2) 当選者の相対得票率が40%以下の選挙区は13。

得票率が四〇%を超えている。そのような選挙区は北関東、中国、四国に多く、そのほとんどが自民党によって獲得されている。もちろん、このように自民党候補者が圧勝した選挙区でも、同党の力のいわばネット値を表しているとは限らない。あとで述べるように、ある候補の圧勝の理由が、本人自身の個人的要素や、逆に相手候補の極端な不人気といった、何らかの特殊要因が働いたとみられるケースもあるからである。しかし、それでもこのカテゴリーに入る選挙区の大部分は中選挙区制時代から自民党の力が他を圧していたところであり、その意味で、自民党による選挙区レベルでの一党優位が現在も揺るいでいない地域であるといつてよいだろう。自民党と比較すれば、新進党や民主党が選挙区レベルで一党優位を確立しているところはほとんどない。

楽勝は楽勝でも、次点になった者の得票が当選者のその五〇%から七〇%とやや差を縮めている七二選挙区(準楽勝区としておく)については、表6がその概要を示している。このカテゴリーでは、自民党候補が五三%の選挙区で勝利を取っている。これに対して、新進党が勝った選挙区は全体の三二%、民主・さがけ・社民があわせて一〇%などとなっている。このような票差による勝利で、その党の優位性が安定しているといえるか否かはやや微妙である。それは、当選者の得票数の六〇%代後半の票をとった次点者もはいつているというような、楽勝―接戦区分の粗さのせいだけではない。このカテゴリーにはいる選挙区のうち一三では、相対得票率四〇%以下の候補者が当選しているからでもある。つまり、このあたりの競争のレベルでは、常識的には圧勝といってもよい例も多いが、他陣営があまりに票を分散させたことに救われて二位以下を引き離したのも一定程度いるのである。

ここで楽勝区と準楽勝区をまとめて検討してみると、自民党は数十の選挙区で他の党を圧する勢いをもっていることがわかる。ここではデータを示していないが、そのような選挙区では、自民党候補者に対して投じられた票が圧倒的に多いというだけではなく、比例区でも自民党に非常に大きな支持が寄せられている。これに対して、自民党以外の党が楽勝している選挙区は数が少ないうえに、それは党に対する支持が強い所というよりも、小沢一郎、

管直人、武村正義といった党首クラスの政治家がもつ個人人気を示しているケースが大部分である。

もつとも、政党中心の選挙がうたわれた並立制においても、政党に対する支持だけではなく、候補者個人に対する態度が選挙結果を大きく左右するとすれば、それはそれで選挙の分析、ひいては政党配置に関する考察に対して重要な意味を持つてくる。そこで、選挙区ごとに各党が獲得した比例区の票の割合と小選挙区の選挙結果が著しく乖離している事例を取り上げてみよう。

このような乖離がもつとも目立つ選挙区の一つが兵庫七区である。ここでは、社民党の土井たか子が相対得票率四七%で当選しているが、比例区の社民党支持はわずか一五%である。逆に、自民党候補は、党が比例区で二一%の支持を得たのに、自分は一二%弱の票しか集められなかった。次点となった新進党候補者の得票率は三二%、比例区における新進党のそれは二六%である。筆者は、九五年参議院選挙のデータを用いた並立制下の総選挙をシミュレートした際に、すでにこのような事態を予想していた。シミュレーションは朝日新聞と六人の政治学者が協力し、比例区における各党の得票率を、すでに確定していた衆議院選小選挙区毎に割り出すことを出発点として行われた。このとき、兵庫七区での各党の得票状況は、新進党が三一%、自民党が二〇%、社会党が一五%というものだった。しかし、土井を含めた七区からの立候補予定者に関する個人的なデータも加味して、シミュレーションでは土井が当選すると予想し、実際にそうなったのである。参議院選挙における投票率の低さ、および衆議院選挙と参議院選挙の性格の違いなどといった要因を考えれば、このようなシミュレーションはもとより厳密なものではないが、それでも社会党(社民党)に対する支持率はどちらの場合でも一五%と変わっていないことに注目していたきたい。

土井のような極端なケースは、東京一八区における管直人など他にもいくつがある。管については、選挙研究の専門家である田中が、やはり比例区データだけではとうてい考えられない管の当選を予想している<sup>20</sup>。土井や管ほど

ではなくても、政党支持だけでなく候補者要因が選挙結果にかなり響いていると考えられる選挙区は少なくない。逆に、対立候補があまりに不人気であるために、通常の政党支持状況からは考えられないような大量得票を当選者に与えたというケースもいくつかある。たとえば、岡山市では少なくとも一九七〇年代後半以降、自民党は常に守勢を強いられてきたのだが、今回の選挙では、市の西三分の二をカバーする岡山一区で自民党の候補者が六一%の票を得て新進党と共産党の候補者に圧勝した。これは、新進党の候補が公明党系で、二区に回った岡山市では非常に個人的人気のある江田五月陣営（新進党から立候補を予定し、のちに知事選に転出）と協力体制を組んだにもかかわらず、もよりの公明支持者以外の有権者がほとんどそっぽを向いてしまったからである<sup>21</sup>。

明るい選挙推進協議会（明推協）のデータを分析した綿貫と浦島は、九三年総選挙で自民党候補に投票した有権者のうち三六%が今回総選挙の比例区では自民党以外の政党に投票していることを見いだしている。また、全体として一五%の有権者が小選挙区と比例区で二票を使い分けるスプリット・ボートをしたことも明らかにしている<sup>22</sup>。このようなマクロな分析と本稿における選挙区事情を中心とした分析を重ね合わせるなら、小選挙区においても候補者要因が大きく働く余地はまだ残されとてよいだろう。ただし、表5、6にみるように、少なくとも五〇前後の選挙区においては、自民党は政党支持という点でも候補者に対する支持という点でも強固な基盤を築いており、選挙区レベルで一党優位状況にある。そのような優位選挙区をほとんどもたない他の政党は、選挙戦においてそれだけハンディを背負っているというべきである。そして、このような選挙区では、自民党の現職が離党でもしない限り、他の政党がどのような候補者を擁立しても、明るい見通しをもつことはほとんどできないであろう。

結局、本節を通していえるのは次のようなことである。選挙区レベルでの競争を見れば、確かに自民党は全体の五分の一から六分の一の選挙区ではっきりとその優位性を確立していて、明らかに有利な状況にある。しかし、二〇〇〇前後の選挙区では選挙はまだまだ競争的であり、有権者の政党支持だけでなく候補者要因も当落にかなり影響

する可能性が残されているため、全体としては自民党の一党優位は、その傾向は見え始めているものの、それが固まりつつあるとまではとていえない。

それでは、政党間競争はどのような形をとるのだろうか。最後にこの点について、二党間の競争か、三党鼎立か、多党制かという問題に絞って触れておきたい。結論だけ簡単に述べれば、選挙区レベルで自民・新進・民主の三党が三つどもえの接戦を演じたところは少ない。まして共産党がこれに加わったところは例外的である。選挙区レベルでは、小選挙区制のもつ二大政党化圧力は確実に働いているといっただろう。しかし、日本全体の政党配置ということになると、比例代表区が多政党化促進要因となっているうえに、自民対新進という構図以外の対立形態もある程度成り立ちうる状況があるので、必ずしも非自民各党に対する合併圧力は強くないと考えられる。まして共産党が他の党と合併することは当面考えられない。選挙区レベルでの競争状況をもとにして考えるならば、しばらくは一強n弱体制が続くのではないかと思われる。また、自民党が衆議院で過半数を占め続けるか否かも一概にはいえないというのが現状である。

#### 四 選挙区レベルでの集票

繰り返すが、小選挙区制においては政党中心の選挙になるというのが、この制度の推進者たちの主張であった。そしてその主張には、候補者個々人ではなく、政党が選挙キャンペーンや集票活動の前面に出るはずだという含意があった。政党中心の選挙が完成するなら、それはイギリスにおけるような党営選挙の形をとることになるだろうと考えられていたわけである。もしそうなれば、小選挙区制下における党営選挙の徹底は、各党の政党としての競

争力を左右するだけでなく、議員に対する党の支配力を強め、そのことを通じて政党の分裂・再編の動きを弱める。

一九九三年、自民党を割って新生党と新党さきがけという二つの政党をつくって自民党一党支配を中断させた議員のかなりの部分は二世議員であり、彼らは少なくとも中選挙区制のもとでは党に頼ることなく自力で集票できる力を持っていた。選挙において党から自立していたことが彼らの離党を容易にしたのである。政党中心の選挙が徹底すれば、そのようなことは著しく困難になるだろう。つまり、小選挙区制の導入が政党中心の選挙をもたらしたか否かは、政党配置の問題とも密接に関わってくるのである。

政党の集票活動は、五五年体制期においては、自民党が後援会、地方議員、業界・地域団体に依拠し、社会党と民社党が労組に、公明党が宗教団体に、そして共産党が党組織と傘下の団体に依存していたというのが一般的なイメージであろう。このような各党の集票活動の特色が自民党一党政権の終焉と並立制の導入によってどのように変わったのか、政党中心になったのか否かがここでの問題である。

この点については、全国的な調査は未だ行われていないと思われる。しかし、自民党については、何人かの観察者が主として二つの方面からアプローチしている。一つは、選挙区内の地方議員が、これまでの系列関係を越えて自分たちの小選挙区の自民党候補のために活動したかどうかをみようというものである。つまり、地方議員たちのロイヤルティが系列関係にある議員個人ではなく、党そのものに向けられるようになったかどうかである。もう一つは、新潟六区のような例外はあるものの、ほとんどの選挙区が中選挙区時代の選挙区よりも小さな区割りになったために、現職の多くが新選挙区の外にかなりの後援会員を残すことになった点に注目し、これら「外部化」した会員の名簿を同じ党の候補者同士で交換して、地方レベルでの「挙党態勢」を実現させたかどうかをみようとするものである。

まず、前者については、バクによる東京一七区の研究が詳しい。一七区は、江戸川区の一部と葛飾区からなる東

京下町の選挙区で、旧東京一〇区の一部をカバーする。中選挙区制時代には、自民党は一〇区に二人の代議士を擁し、都議や区議はそのどちらかに系列化されていた。しかし、今回はそのどちらの現職も新一七区からは立たず、官僚出身の新人が党中央から割り振られるかたちで立候補することになったため、地方議員たちの去就が注目された。パクによると、自民党の区議や都議のあいだには、最初候補者選定過程への反発や新しい選挙区へのとまどいもあったが、足立区で共産党区長が誕生したことへの危機感などもあって、結局は自民党新人候補支援で結束した。パクは、自民党候補が一選挙区一人になったので、地方議員には選択の余地がなくなり、好むと好まざるとに関わらず、党の一員として集票活動に力を入れざるを得なくなったのだと解釈している。<sup>23</sup>

パクの研究は、大都市部における集票ネットワークについて多くの有益な情報を提供している。しかし、選挙キャンペーンが党員としての地方議員を動員した政党選挙型になりつつあるという彼の判断については疑問が残る。その理由の第一は、東京一七区という地域の特異性に関わるものである。そもそも大都市部では、市や区の議員でも大部分はいずれかの政党に属している。一七区を中心である葛飾区でも、無所属の区議会議員は一人しかない。従って、パクが観察したように、選挙運動への関わり方をそれまでの系列関係中心のものから党中心のものへと切り替えることはここでは不自然ではない。問題は、大都市圏以外である。

いうまでもなく、大都市圏以外では、地方議員、特に保守系の市町村議会議員の大部分は従来無所属であった。そして、無所属のまま自民党の代議士とのあいだに系列関係を持っていたのである。市町村議会議員の大部分が無所属という、このような状態は小選挙区制が導入されたあとも変わってはいない。自治省の調べでは、一九九六年末時点で全国に約六万人いる市区町村議会議員の八一％は無所属（立候補時点）で、自民党のラベルを付けた議員は約二、三〇〇人（三・八％）<sup>24</sup>しかいない。実際、岡山県や香川県のように、自民党という会派のある市町村が今だに一つもないというのは決して例外ではないと思われる。つまり、非大都市圏の市町村レベルでは、地方政治へ



の政党の進出自体がいまもってごく部分的なものにとどまっているのである。

もちろん、政党に編成されずに無所属のままであっても、新しい小選挙区に対応したかたちで系列関係を変え、総選挙における集票活動に地方議員が大きな役割を果たしたという仮説を立てることはできる。しかし、このような仮説はあまり現実的ではない。筆者は、一九八四年に岡山県と神奈川県で行われた全市町村議会議員を対象とするアンケート調査を分析して、当時すでに地方議員の集票力がきわめて限定的なものになっていることを明らかにした。それによると、集票力（票をとりまとめる力）をあまりもたない議員の方が多数派であった。また、力があっても、実際にとりまとめることのできる票数は、全議員合わせてもとても大勢を動かすほどのものではなかった。逆に、党籍をもっているかいなかに関わらず、地方議員の方も自分たちの選挙に国会議員が役に立つとはほとんど考えていなかった。<sup>26</sup>

小選挙区制の導入が決まったあとでも、そのような状況に変化が表れたわけではない。東京都千代田区の自民党区議会議員の次のような証言はそれを裏付けている。「地方議員は、基本的には自分たちの選挙しかやらない。（国政選挙では）候補者のために集会や演説会といった形式上のものはちゃんとこなすが。<sup>26</sup>」また、神戸市選出の自民党県議会議員も次のように証言する。「自民党は自分党だから、ほかの政治家のために自分の後援会を動員したりはしないし、実際問題としてできもしない。自分もほかの政治家に助けってもらったりはしない。<sup>27</sup>」実際問題としてできない主な理由は、支持者と地方議員のあいだの関係には個人的、個別的要素が強く、国政レベルでは別の党や別の系列の代議士を支持しているものも混じっているからである。

これ以上の引用は避けるが、非大都市圏の地方議員とのインタビューでこの点を尋ねても、回答はほぼ同じようなものであった。結局、茨城県で政治家の集票活動を経年の観察してきた山田による次のようなコメントが、この問題についての一般的な答えになっている。国政選挙における「地方政治家の支持は直接票に結びつくものとし

ては決して強力ではない。(中略)候補者としては、自己の支持基盤である後援会こそ、もっともあてになる権力基盤である。」<sup>28)</sup>

ところで、山田のこの指摘は、単に集票活動における地方議員のウエイトが小さくなっていることだけではなく、後援会が地方政治家の影響から自立してきたことをも示している。確かに、地方議員、特に保守系議員は、これまで自民党代議士の後援会に役員として名を連ねることが多かった。しかし、昔はともかく、今日ではその役職はたぶん名目的なものに過ぎない。この点について岡山県のある市議会議員(保守系無所属)はこう語っている。「○系議員などというのは、国政選挙では集票力などない。肩書きがほしくて(後援会に)行っているだけ。本当の戦力になるのは後援会支部長とか地区の責任者たちだ。こまめに歩けるから。」<sup>29)</sup>山田の観察でも、後援会の組織化にあたって重視されるのは、打算で動きがちな地方議員ではなく、「人望のある一般の人」であることが示されている。後援会の実態には代議士ごとかなりのばらつきがあるから、一般的な議論には慎重さが要求されるが、保守系の場合、新進党に参加した政治家も含めて、血縁や地縁(特に同窓会)によるコアづくりから始め、次に地域地域で組織作りに身を入れてくれそうな人材を見つけ、個別的に後援会活動を頼んでいくというのがオーソドックスな方法になってきているように思われる。そして、後援会活動と地方政治家との分離は、実は国政と地方政治の分離傾向(地方政治の自立性の高まり)という、より一般的な傾向をも反映しているのである。<sup>30)</sup>

では、選挙政治の主役の座を不動のものにした後援会は、政党中心の選挙という新選挙制度の理念とどのように関係するのであろうか。結論から述べると、後援会は政治家個人々の財産であって、いかなる意味でも政党組織としての機能を持つものではないということがますます明らかになってきたように思われる。そのことを端的に示すのが、新しい小選挙区の外に残された後援会員の名簿交換が一部を除いて実質的な内容を伴わなかったことである。名簿の交換は、政治家が個別に築き上げてきた個人財産の一部を供出して公開し、いわば党の共通財産にすること

である。それは、政党の側からみればきわめて合理的な選挙戦術である。しかし、今回の選挙では、中選挙区制復活の可能性が意識されたこともあって、名簿の交換はかけ声倒れに終わることが多かった。<sup>31</sup> ある程度の数を交換した場合でも、陣営間における年来の敵対感情がその活用を妨げた場合が多い。父がその代議士の後援会長をしていた関係で、地元で自民党現職候補のために総選挙の最前線にたったある若手県議会議員は、「名簿は政治家の命だから、その交換は非常に難しい」と述べた。<sup>32</sup> 交換は行われたとしても儀礼的なものだったという証言は多い。<sup>33</sup> ただ、新進党の場合には、かなり実質的な名簿交換が行われたケースもあるようである。交換の一方が旧公明党系候補者の場合、旧公明党側は、名簿提供に代えて創価学会員の集会で相手方を紹介する方式もとった。<sup>34</sup> しかし、公明側は、自派の候補に対する支援とのバスターが成り立たない新進党候補に対しては、あまり熱心に支援を与えなかったといわれていること<sup>35</sup>からみると、新進党において名簿交換が部分的に行われたとしても、それは党内の一体化が進行していることを示すものではないと判断すべきだろう。

いずれにせよ、政党中心の選挙にすべく個人後援会を再編・統合しようというかけ声は、今のところあまり効果を上げていない。むしろ、後援会は、個々の政治家がパーソナルに有権者を組織する団体という性格を一層強め、小選挙区における不可欠の集票マシーンになっているというべきである。もちろん、政治家は後援会だけではなく、業界団体や地域団体、労組といった各種の組織的ネットワークやメディアを通じたイメージ選挙にも従来通り意を用いるであろう。<sup>36</sup> しかし、選挙区が狭くなった分、政治家と有権者との日常的でパーソナルな結びつきの持つ意味はますます大きくなったとみるべきである。それはいい悪いの問題というよりも、日本の政党政治の現実的なあり方ではないかと考えられる。民主党代表の菅が、「かつては組織政党論者だったが、いまでは黨員民主主義ではなく支援者民主主義の方がいいと思っている」として、「人中心のボランティアの後援会」を積極的に評価しているのも、その意味で興味深いことである。<sup>37</sup>

小選挙区制の導入は、選挙区レベルでの選挙キャンペーン、あるいは集票活動の党営化という意味での政党を中心とした選挙を日本にもたらしはしなかった。党によっても、また候補者によっても違いはあるが、一般的に言って選挙活動の中心的な部分を担うのは候補者個人、その個人的な協力者（秘書を含む）、および個人後援会である。確かに、新しい小選挙区の外部に残された中選挙区制時代からの後援会員の名簿は、中選挙区制の復活はあり得ないことがはっきりすれば、いつかは同じ党のなかで全面的に交換されるようになるかもしれない。しかし、それは選挙運動を党主体のものにするためではなく、単に外部化されたかつての支持者が小選挙区での競争に意味を持たなくなったと判断されるからであろう。選挙運動を個々の候補者が自前で行うというかたちはここ当分変わらないのではないだろうか。

ただし、小選挙区では個人後援会が集票活動の中心になるといっても、個人後援会の活動だけで当落が決まるはずはない。すでにふれたように、候補者は後援会のほかにも、地縁や各種団体、企業など、票につながりそうなのは何でも利用しようとするだろう。さらに、そうしたネットワークを通じた集票活動で実際にアプローチできる有権者の数にも自ずと限界がある。本節における筆者の主張は、あくまでも小選挙区制のもとでは個人後援会が自律性を高めると同時に選挙運動における比重を一層増し、政党中心の選挙という当初のスローガンはかけ声倒れになっただけということである。

## 結 論

選挙制度が政党システムを規定する重要な要因であることは疑いない。しかし、イタリアと日本の比較、あるいは

は川人による日本のなかでの制度間比較は、一つの制度が政党システム全体というマクロな次元で一義的な均衡解を生み出すわけではないことを示している。そこには、制度誕生時点における政党間競争の初期値や、得票の極大化という観点からは必ずしも合理的に行動するわけではない政党の側の対応、分裂・合併といったダイナミズムも重要なファクターとして入り込んでくる。まして、日本の場合には比例区の割合が（細川政権の当初案よりも小さくなったとはいえ）かなり大きく、二つの全く異なった原理に立つ制度がどのような相乗効果を引き起こすのかは予測が難しい。

奇妙なことに、今回の選挙が終わるまで、（共産党を唯一の例外として）政党もマスメディアも、この大きな比例区の意義をほとんど理解していなかった。今回の選挙ではっきりしたことは、小選挙区で取ろうと比例区で取ろうと、一議席は一議席であり、議会における数としては全く等価にカウントされるといふ当たり前のことである。そして、日本の並立制では、民主党や共産党、そして社民党のように、小選挙区ではあまり勝利を取めることができなかつたとしても、比例区ではある程度議席を確保できる政党や、逆に比例区では多くを望めなくても、候補者の個人人気に支えられていくつかの小選挙区ではいい勝負ができるさきがけのような政党が存在しうることも確かめられた。一度そのような可能性が確かめられるなら、たとえ現在の小政党が他に吸収されたり没落したりしても、何らかのかたちで新たな小政党が新規参入することはほとんど避けられないであろう。

まして民主党のように、一方で地域党的な地盤を持ち、他方で比例区でも全国的にある程度の議席を確保できる政党は、他党との合併を選ぶよりは小選挙区レベルでも全国展開しようとするのが十分考えられる。そうだとすると、その全国展開が部分的には他党との連携や取引による候補者調整という形をとったとしても、それは日本の政党間競争に大きな影響を与えずにはおかないであろう。日本の政党配置の将来を正確に占うことはもとよりできないが、それが中期的には多党制の形をとることも十分あり得るといふのが筆者の考えである。

他方、小選挙区制のもとでは二党制化圧力が働くというデュヴェルジェの法則は、選挙区レベルでは今回の総選挙でも確実に利いていたことも確かである。実質的な競争が三党以上の政党によって行われた小選挙区は全体の1割に満たなかった。多くの選挙区では、第三位以下の候補者は、上位二者の戦いにはじき飛ばされてしまっている。当選者の有効得票率が五〇%を切る選挙区が全体の三分の二に達しているから、立候補者がどこでも二に収斂してしまうことはないと思われるが、それでもかなりの選挙区では実質的な競争がいつも同じ顔ぶれの二党になる可能性が大きい。とすると、数十の一党優位選挙区をもち、ほぼすべての選挙区で候補者をたてることのできる政権党性が大きい。自民党が非常に有利となる。一強n弱政制という言葉を用いたゆえんである。

しかし、それがストレートに自民党による一党優位体制につながるかというと、筆者はやや懐疑的である。石川が指摘するように、そもそもマクロなレベルでも自民党は前回総選挙と比べて支持を全く増やしていない。まして、選挙区レベルで見ると、接戦区が全体の五分の三を占め、非自民各党がかなり安定している選挙区もある程度存在する。

堀江が指摘するように、今回の制度改革で一票の格差が十分是正されたとはいえないけれども、農村部の過剰代表はかなり改善されて、都市型、大都市型の選挙区の割合が中選挙区制時代よりも大きくなった。<sup>39</sup> 接戦になった選挙区はこれら都市型、大都市型選挙区に多い。自民党は、そのなかで特に東京、南関東など、従来必ずしも安定した基盤をもっていない地域で接戦を振り切ったことが今回の『復調』につながった。自民党が単独政権に近いかたちで政権を握っていること、内閣支持率がそこそこ高いこと、そして何よりも新進党に分解現象が現れていることを見れば、一党優位制への復帰が始まっていると思うのはむしろ自然ではあろう。しかし、選挙制度がもつ政党システム形成力の限界、今回の総選挙結果、そして参議院選挙における独自のダイナミズムも考え合わせると、そのような方向性にはまだ表面的なものに過ぎないというのが筆者の見解である。

さらに、今回の選挙で明らかになったもう一つの事実として、選挙の党営化が大部分の政党でほとんど進まなかったという事実がある。もちろん、政党中心の選挙イコール党営選挙ではない。しかし、今回の小選挙区制導入に際しては、しばしばイコールだと考えられた。そして実際の結果は個人後援会がますます政治家個人によって直接組織されるパーソナルな集票マシーンとなり、選挙戦の中心に位置するようになったという事態だった。この点について大嶽は、「小選挙区中心となったため（というより、議員定数の四割を占める比例区が存在が無視されて、小選挙区中心の制度と誤解されたため）政党規律が弛緩し、政党が個人代議士レベルにまで分権化」し、個人後援会はむしろ強化されたとの判断を示している。そのうえで、日本の選挙における「党より人」の傾向はますます強まり、「アメリカの議会型選挙に近づきつつあるように見える」と述べている。<sup>40</sup>

政党規律の弛緩と個人後援会の比重の高まりは、むしろ国政レベルにおける政治家の無所属化を意味するものではない。政党のラベルは政治家にとっても有権者にとっても、依然として意味を持ち続けるであろう。まして、新しい選挙制度では無所属は圧倒的に不利となる。比例区では無所属議員の存立の余地そのものがない。日本の政党の多くは、イギリス型の組織政党ではなく、アメリカ型の極端な議員政党タイプにますます近づいているといえるだろう。

だがしかし、政党配置、ないし政党制という観点からみれば、先に述べたように、日本では簡単にアメリカのような二大政党制に近づくとはいえない。二大政党制の伝統が確立し、しかも大統領制をとっているアメリカと、議院内閣制、多党制の伝統ないし経験、並立制の日本とは、事情があまりに違う。では、政党のタイプがアメリカ型に近づくという点を考慮に入れて将来の日本の政党制をもう一度占ってみるとどうなるであろうか。

新しい選挙制度の導入や有権者の政治意識の変化に政党がどのように対応するかを括弧に入れてスペキュレーションを行えば、ややアモルフな一強ないし二強弱の多党制というのが考えられるのではなからうか。ややアモル

フというのは、選挙における政治家の党依存が低下しているため、彼らの政党間移動や新党結成が比較的容易になってきたと考えるからである。地方分権や規制緩和が本当に進めば、与党のもつ利益政治上の求心力も弱まるであろう。ただ、政治的な「節操」に対する批判、政党助成法の存在、選挙区での二党化圧力などが政党システムの際限なき流動化にブレーキをかける。ややアモルフなという限定を付したのはそのためである。

猪口孝が「歴史の終焉」という表現で指摘しているように、五五年体制下における自民党と野党との対抗関係を規定していた同盟関係、税制、腐敗、選挙制度改革、生産第一主義に対する是非といった主な争点は、九〇年代を迎える頃にはもはや各党のあいだを分けるものではなくなっていた。これらの争点については、共産党を除く各党の立場はほぼ収斂してきていたのである。しかも、経済のグローバル化や冷戦の終焉は、長らく日本の外から自民党政権を支えてきたアメリカをして、かえって自民党に代わる新しい中道右派政権を日本に誕生させて日本のシステム変革を促すという関心をもたせるに至らせた。消費志向的な都市近郊の有権者も、規制緩和をはじめとするそのような変革を求めて日本新党などの新しい政党に魅力を感じ始めた。九三年における自民党一党支配の崩壊は、そうした内外のマクロな変化を背景としたものだったのである。<sup>11</sup>

しかしながら、その後における日本の政党や政治家たちは、政党政治にダイナミズムと構造を同時に与える新しい、そしてメジャーでクリアカットな争点を見いだしてはいない。従って、政党システム形成力に限界がある新選挙制度のもとで、個人選挙的色彩が強まったことは、日本の政党政治の動きに一層の不透明さを与えると同時に、政党システム全体のパフォーマンスを弱めることになるだろう。結局、政党や政治家たちが新しい対抗軸を見いだしてその周りに結集し、それが有権者のあいだに浸透するまで、日本の政党システムは少し不安定な多党制の時期を経過し、個々の政党や政治家というよりも、システムそのものに対する有権者の不信感も今後しばらく続くことになるだろう。ただ、政治家と有権者のパーソナルな結びつきの強化は、有権者の関心を再び政治の世界に向けさ



せるきっかけにはなるかもしれないというのが現時点における筆者の判断である。現在の「政治不信」の深刻さは、政策をめぐる論争に有権者の関心がストレートに向かわなくても、政治家に対する何らかの関心や心理的アタックメントが強まるなら、とりあえず改善のきっかけを見い出せるのではないかと考えるからである。

〔付記〕 本稿は、一九九七年度日本政治学会に提出した報告用論文を加筆・修正したものである。私の拙い報告にコメントをしてくださった多くの方々に対し、ここに謝意を表すものである。

本稿の校正中に新進党解党というニュースが伝えられた。それは、同党が一九九八年一月一日をもって解党し、政党助成法の手続きを踏んで数個の政党に分かれるというものである。最大野党のこの突然の分解を受けて、野党陣営ではすぐさま新しい政党への結集の動きも現れたが、しかし、当面はこの事態が自民を著しく利するものであることは疑いない。本稿で筆者は、新制度下の総選挙が一党優位制や二大政党制をストレートに導くものとはなっていないと主張したが、短期的には次の総選挙で自民が大勝する可能性が大きくなってきたことも確かである。新しく結成された民友連が、新進党に代わる第二党に成長するか否かも定かではない。

しかし、このことは、選挙制度や選挙キャンペーンのあり方が今日の日本の政党配置にどのような影響を及ぼしているのかをめぐる本稿の分析に直接影響を与えるものではない。新進党の分解は、あくまでも同党内部のリーダーシップや凝集力の問題によるのであって、選挙制度や個々の選挙区事情によるものではないからである。また、当面自民党が肥大化するとしても、それが安定した一党優位制の復活につながるものでもないからである。本稿で論じたように、政治家個人が党からの自律性を高めているとするなら、自民党の凝集力も五五年体制最盛期の時より低下していると考えられるからである。実際、自民党の加藤幹事長も、一九九七年春の段階で、自民党が他党からの離脱者や無所属議員を吸収して衆議院で三〇〇議席以上を占めるようになるのも難しくはないとの自信を示しつつ、

「そうしたらもう一度ビックバンでしょうね」と、党が再分裂する可能性が高いことをあつさり<sup>1</sup>と認めていたのである<sup>2</sup>。

従って筆者は、非自民陣営各党の離合集散の行方によっては、本稿が仮説的に提示したようなかたちで日本の政党配置を一強ないし二強n弱多党体制にもっていく力は依然として働き続けていると判断している。言い換えるなら、本稿で扱った諸要因の影響という観点に限定すれば、デュヴェルジェの法則の妥当性に関する議論を含めて、本稿における分析と結論を今の段階で修正する必要はないと筆者は考えているのである。

- (1) Arend Lijphart, "On S. E. Finer's Electoral Theory," *Government and Opposition*, Vol. 29, No. 5, 1994.
- (2) 分類基準の概要については次を参照。小林良彰『選挙制度』(丸善, 一九九四年)、第二章。
- (3) 三宅一郎『投票行動』(東京大学出版会, 一九八九年)、一一二—一二頁。
- (4) また、日本の衆議院の比例代表制はブロック制をとって小政党の参入を妨げているが、イタリアでも下院では4%の阻止条項が設けられているという類似点がある。もともと、日本の新制度が二つの全く異なった得票—議席変換システムを並置しているのに対し、イタリアの場合には、比例代表部分が大選挙区制部分による「つくられた多数派」の形成に若干プレキをかける方向で機能するという違いもある。また、イタリアの場合、小選挙区で決まる議席の割合は日本より大きい。  
イタリアの新しい選挙制度については、二人の憲法学者が選挙法の翻訳を行ったうえで解説を加えている。高橋利安・井口文男「イタリアの新しい選挙法」(一)、(二)『レファレンス』五四七、八、九号(一九九六年)。
- (5) Maurizio Cotta and Luca Verzichelli, "Italy: Sunset of a Partitocracy," in Jean Blondel and Maurizio Cotta eds., *Party and Government* (1996), London: Macmillan Press, p. 181.
- (6) 川人貞史は「明治以来日本で実施された選挙制度を計量的手法で分析、比較しているが、そのなかで、一八八〇年代の小選挙区制下の議会で有効政党数が増え、大々いことを発見し、「これは、小選挙区制下の多党制という例外的なケースである」と述べて、そのような現象が生じた原因を全国政党の未発達に求めている。「選挙制度と政党制——日本における五つの選挙制度の比較分析」『レヴァイアサン』二〇号(一九九七年)、七〇、七二—七四頁。川人の研究は厳密な分析にもとづくものである。しかし、カナダの例などもあることであるし、多党制が例外的とまでいえるかどうかについては、もう少し検討が必要な

- のではないだろうか。
- (7) 岸本一男・蒲島郁男「合理的選択理論からみた日本の政党システム」『レヴァイアサン』二〇号（一九九七年）。
- (8) 細野助博「総選挙結果の制度的特性と地域的特性の計量分析——新選挙制度についての試論」『公共選択の研究』二八号（一九九七年）、四五頁。
- (9) 蒲島郁男・松田葉子「選挙制度改革のインパクト」『選挙』一九九七年九月号。なお、松田の好意により、筆者は印刷前の段階で本論文を参照する機会を与えられ、多くの示唆を得た。ここに記して謝意を表す次第である。
- (10) Steven Reed, "Thinking about the *Heiretsu-sei*: A Structural-Learning Approach," in 『公共選択の研究』二四号（一九九四年）、五五頁。
- (11) 川人貞史「二大政党制に近づけた新選挙制度」『朝日新聞』一九九六年十月二二日。
- (12) 川人、前掲「選挙制度と政党制」。
- (13) 北岡伸一「与党と野党の政治力学——新制度の総括と政党政治の行方」『中央公論』一九九七年一月号。
- (14) 佐藤誠三郎「選挙制度改革論者は敗北した」『諸君』一九九七年一月号。「新二党優位制の開幕」『中央公論』一九九七年四月号。
- (15) モーリス・デュベルジェ「政党社会学」(岡野加穂留訳、潮出版社、一九七〇年)、二四六—二四七頁。
- (16) Giovanni Sartori, *Parties and Party System: A Framework for Analysis* (1977), London, New York and Melbourne: Cambridge University Press, pp. 215-6. 邦訳『現代政党学』II (岡沢憲美・川野秀之訳、早稲田大学出版部、1980年)、三五七頁。
- (17) Steven Reed, "Predicting Japanese Politics," at SSJ-Forum, Institute of Social Science, The University of Tokyo, July 30, 1997.
- (18) 周知のように、九三年一〇月のカナダ総選挙（小選挙区制）では、与党だった進歩保守党が議席を八〇分の一のわずかに減らしたという例もあるので、現職優位という問題についてはもう少し検討する必要があるだろう。
- (19) 重複立候補制については、いったん落選した議員が復活し、しかも得票順位が低いものが上位のものをさしおいて比例区で当選することもあるのはおかしいという批判が非常に強い。しかし、政党本位の選挙制度という今回選挙制度改革の趣旨からすれば、このような批判は全くの外れである。しかも、小選挙区での実績がものをいう惜敗率付き重複立候補制度があるために、比例区の立候補者が無理な資金集めや黨員名簿集めをすることも少なくなる。さらに、重複立候補者は、小選挙区でのストレートな当選を目指すのとはより、万一の場合を考えて惜敗率を高めるために、選挙区での活動に力を入れざるを得ない

から、競争が活性化するというメリットもある。この制度を保障として位置づけることによって、強力な現職がいても対立候補として打って出る意欲を引き出しやすいということも考えられる。

(20) 『朝日新聞』一九九五年七月二十五日。シミュレーション参加者は、曾根泰教、川人貞史、平野浩、田中愛治、神江伸介、そして谷である。

(21) 拒否政党意識が公明系の候補者にどの程度作用しているのかについては、もちろん厳密なことはわからない。しかし、新進党が公明系の現職議員をつとめて比例区に回そうとしたことは事実であり、この問題の検討は避けて通れないと思われる。専門家のご教示を待ちたい。

なお、岡山では今回五つの選挙区すべてで自民党候補者が勝ち、前回参議院選挙での低迷とは対照的に、自民党は比例区でも五〇%と冴抜けた支持を獲得して、全国的な自民復調のモデルケースといわれた。しかし、岡山の場合には、少なくとも二区における自民党の勝利は、圧倒的に優勢とみられていた新進党立候補予定者が後継者も残さず突然知事選に転出したことによる不戦勝という色彩が濃く、また、総選挙の一週間後に行われ、自民対新進・民主の対立という色彩の強かった岡山県知事選挙では、事実上の自民党候補が岡山一区と三区相当部分で対立候補よりも少ない票しかとることができず、二区でも全く互角だったことにもみられるように、今回の総選挙の結果をもって県レベルでの自民党一党優位を語ることはとてもできない状況である。総選挙における岡山自民党の勝利は、橋本首相が岡山出身であるところから生じた一時的な「首相効果」によるところが大きい。首相効果は、社会党・村山首相時代の九五年参議院選挙における大分県でも、劇的なかたちで表れた。首相効果および岡山県の状態については、すでに分析を加えたことがある。拙稿「Political Realignment on the Local Level in the Era of the Post-Fifty-Five System: Change and Stability in Hyogo and Okayama, a paper prepared for a panel of Governance (April, 1997). なお、この論文の日本語訳は、若干の修正を加えて次の本に収録されている。大塚秀夫編著『政界再編の研究』(有斐閣、一九九七)第七章。

(22) 綿貫譲治・蒲島郁男「一九九六年衆議院総選挙の分析」(一)『選挙』一九九七年六月号、七月号。

(23) Cheolhee Park, "Continuity and Change in Japanese Election Campaigning: Tokyo Shitamachi Campaign Network," 一九九七年度日本選挙学会提出論文(五月、名古屋市・相山女学岡大学にて開催)。

(24) 自治省ホームページによる。http://www.mha.go.jp. なお、政党所属議員がもっとも多いのは共産党で、全体の六・三%である。この数字は東京、三区の区議会議員を含んでいる。

(25) 拙稿、「市町村議会議員の対国会議員関係」『岡山大学法学会雑誌』(一九八七年)、第三六卷三・四号合併号、第三節。なお、このように集票面で国会議員、地方議員双方にそれとメリットがないにも関わらず系列関係が形成される理由については、

- 次を参照。拙稿「The Relationship between Diet Members and Municipal Councilors in Japan.」『岡山大学法学会雑誌』第四四巻二号、pp. 17-20。また、系列形成に関して報告者とは違つた理由を挙げるもS.として次を参照。Haruhiko Fukui and Shigeko N. Fukui, "Pork-Barrel Politics, Networks, and Local Economic Development in Contemporary Japan," *Asian Survey*, Vol. XXXVI, No. 3, March 1996.
- (26) 小林区議。インタビュは一九九七年一月十七日(東京都港区・日本国際交流センターにて)。
- (27) 原県議。インタビュは一九九七年六月一日(神戸市・兵庫県庁にて)。
- (28) 山田真裕「農村型選挙区における政界再編および選挙制度改革の影響」カヴァナンス提出論文(日本語版)一一頁。大嶽、前掲書に収録。第四章。
- (29) 月本高梁市議。インタビュは一九九六年十二月十一日(高梁市役所にて)。
- (30) 少なくとも選挙政治のレベルでは国政と地方政治が分離傾向にあるという点については、前記拙稿「Political Realignment on the Local Level in the Era of the Post-Fifty-Five System」を参照。
- (31) いわゆるコストリカ方式がとられた選挙区では事情は別のようである。ここでは、多くの場合後援会は二人の政治家の共有財産として統合された可能性がある。この点についてはより詳しい検討が必要である。
- (32) 中原兵庫県議。インタビュは一九九七年六月十一日(兵庫県庁にて)。
- (33) ただし、部分的にせよ名簿交換がある程度行われたこと自体の画期的意義を評価すべきだという意見もある。
- (34) そのような事例としては、次を参照。『神戸新聞』(特集・きしむ九六新選挙・七)一九九六年一〇月四日。大嶽秀夫「ある個人後援会組織の変容」(下)『選挙』一九九七年二月号、一〇一―一〇二ページ。
- (35) 今回の総選挙に関してはかなりのインタビュを行ったが、そのなかで、公明、というよりその母胎の創価学会が、一つには宗教法人法の制定を避けるために、また一つには新進党の可能性に懐疑的になつたために、あちこちで自民党候補に対して秘密裏に学会員の票を分けたり、公式に自民党候補を支持したケースとは別に新進党候補への支援を意図的に手控えたりしたという証言を数多く聞いた。同じことは、総選挙の前後に相次いで行われた、橋本首相のお膝元・岡山の知事選と倉敷市長選についても繰り返し耳にした。この二つの地方選では、橋本陣営ないし自民党側の候補者と、新進党ないし反橋本陣営が支援する候補者とがきわどい接戦を繰り広げ、いずれも自民党側がせり勝っている。もし創価学会側が自民党からの圧力をかわすつもりで、あるいは保険をかけるつもりで実際に学会員の票を操作したのだとすると、それは新進党不振の大きな原因となつたはずである。公明・創価学会側の証言が得られていないのでもちろん確かなことはわからないが、このような話は以前の国政選挙で行つたインタビュではあまり聞いたことのないものである。どのような立場に立とうと、今回の選挙の分析を行う

ものは、創価学会・公明の選挙戦術(あるいは実際の連合戦術)について、これを噂や憶測として片づけず、できるだけ真相を明らかにする努力を行うべきである。

- (36) 今回の選挙では、一部の例外はあるが、企業や団体の集票活動はこれまでになく低調だったようである。連合が社民、民主、新進という三党のトライアングルのなかで有効な手だてをうちだせず、そのために労組票が拡散したことはよく知られている。宗教団体の動きも、折からのオウム事件の余波もあって総じて低調だったという証言は多い。創価学会の場合も、注35でふれたような理由だけではなく、この要因も働いて動きが鈍ったのかもしれない。自民党の強固な支持基盤といわれた農協でも、かつてのように上部機関の支持決定がそのまま末端に浸透したわけではなく、青森のように、政治資金規制法が改正されて農協から農政連への資金提供が認められなくなったのを契機に組織が任意団体に移行、「集票能力は大幅にダウンし、頼りにできる状態ではなくなっていた」ところもある。読売新聞社編『大変革への序章』(読売新聞社、一九九六年)、二二八―二二九頁。上建業界は例外で、依然としてもっとも強力な集票マシンとして機能したという証言もないが、公職選挙法の連座制適用基準が強化されたために、やはり動きは鈍ったともいわれる。しかし、団体や企業、労働組合などについては十分な聞き取りができなかった。

- (37) インタビューは一九九七年七月一日(東京都港区・日本国際交流センターにて)。  
 (38) 石川真澄『『政治改革』を点検する』、一九九七年日本選挙学会提出論文、六頁。  
 (39) 堀江漢『新選挙制度の意図と成果』、一九九七年日本選挙学会提出論文、四―五頁。  
 (40) 大嶽秀夫「ある個人後援会組織の変容」(上)『選挙』一九九七年一月号。  
 (41) Takashi Inoguchi, "Japanese Politics in Transition," *Government and Opposition*, Vol. 28, No. 4 (1993), pp. 445-450.  
 (42) インタビューは一九九七年四月二三日(日本国際文化センターにて)。